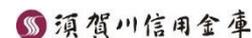


スウィングサービス規定



1. (サービスの内容)

貯蓄預金スウィングサービスとは、あらかじめ指定された普通預金口座（総合口座を含みます。）と貯蓄預金口座（以下、これらの預金口座をそれぞれ単に「普通預金口座」「貯蓄預金口座」といいます。）との間で指定日に口座振替により預金間振替を自動的に行うサービスをいいます。

ただし、普通預金口座と貯蓄預金口座は、同一店内・同一名義の預金口座に限ります。

2. (振替指定日)

(1) 振替指定日は、お客さまが指定した日（毎月1回）とします。

ただし、指定日は1日から28日までの任意の日を指定してください。

(2) 振替指定日が当金庫の休日に当たる場合は、翌営業日に取扱いをいたします。

3. (振替金額)

振替金額は、10,000円の整数倍とします。

4. (順スウィング)

このサービスによる普通預金口座から貯蓄預金口座への振替（以下、「順スウィング」といいます。）は、次により取扱いします。

(1) 振替指定日に、普通預金口座からあらかじめ指定された振替金額を自動的に引き落とし貯蓄預金口座へ入金します。

(2) 次のいずれかに該当するときは、このサービスによる振替を行いません。

① 振替指定日前日の普通預金口座の最終払戻可能残高が振替ラインに満たないとき。

② 振替ライン額を超えた金額が振替単位額に満たないとき。

③ 1回の振替における振替限度額を指定されたときは、その振替限度額以上の金額は振替を行いません。

④ このサービスによる入金後の貯蓄預金の残高が基準残高未満（10万円に満たないとき）となるとき。

⑤ 貯蓄預金口座が少額非課税制度の適用を受けている場合で、このサービスによる入金を行うことにより当該貯蓄預金口座の残高がその非課税限度額を超えることになるとき。

⑥ このサービスの指定口座について、相続の申し出、または（仮）差押え等が発生したとき。

5. (逆スウィング)

このサービスによる貯蓄預金口座から普通預金口座への振替（以下、「逆スウィング」といいます。）は、次により取扱いします。

(1) 振替指定日に、普通預金残高が逆振替ライン未満のときは、逆振替ラインに達する金額を貯蓄預金口座から自動的に引き落とし普通預金口座に入金します。

ただし、振替単位額未満のときは、振替単位額を振替します。

(2) 次のいずれかに該当するときは、このサービスによる振替を行いません。

① 振替指定日前日の普通預金口座の最終残高が逆振替ライン以上のとき。

② このサービスにより貯蓄預金の残高が基準残高未満（10万円に満たないとき）となるとき。

③ 普通預金口座が少額非課税制度の適用を受けている場合で、このサービスによる入金を行うことにより当該普通預金口座の残高がその非課税限度額を超えることになるとき。

④ このサービスの指定口座について、相続の申し出、または（仮）差押え等が発生したとき。

6. (解約・変更等)

(1) この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。

ただし、当金庫に対する解約の通知は、書面によるものとします。

(2) 振替指定日、振替単位、振替ライン等を変更するとき、または振替を中止するときはあらかじめ書面により当店に届出てください。

7. (その他)

(1) 支払指定口座からの資金引き落としは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）・貯蓄預金規定に係らず通帳・カードおよび払戻請求書の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱いします。

(2) この取扱いによる振替の際の手数料は、当金庫所定の手数料を支払ってください。

8. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）および貯蓄預金規定により取扱いします。

9. (規定の変更等)

(1) 本規定は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当するため、当金庫は本取引の内容、料率、手数料、利用時間や限度額等の取引条件について、同法第548条の4の規定により、次のいずれかの場合に本規定の条項を変更できるものとします。

① お客さまの一般の利益に適合する場合

② 法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

(2) 前項により本規定の条項を変更する場合には、本規定を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を、店頭掲示および当金庫のホームページに掲載します。

(3) 前項に定める変更の効力発生時期は、店頭掲示および当金庫のホームページの掲載によりお客さまが変更を周知するのに必要と判断される期間を経過した後の時期を定めるものとします。

以上

R02.04